

王滝口登山道規制緩和について

王 滝 村

【令和 6 年度実施報告】

- 1) 期 間 田の原－王滝頂上 令和 6 年 7 月 10 日～10 月 16 日
 王滝頂上－剣ヶ峰 令和 6 年 7 月 19 日～10 月 16 日
- 2) 参 考 規制緩和期間中の王滝頂上登山者数 13,932 名

【令和 7 年度規制緩和予定】

※噴火警戒レベルの状況により次のとおり登山道規制緩和を実施する

I 噴火警戒レベル 2 火口周辺規制 概ね 1 k m（規制箇所：八合目）

王滝口登山道では、登山道規制緩和の条件である ①パトロール員の常駐 ②情報伝達手段の確保 が実施出来ないことから、**田の原遙拝所での入山規制**とする。

II 噴火警戒レベル 3 入山規制 概ね 2 k m から居住地近くまで

規制箇所に応じて入山規制を行う。

III 噴火警戒レベルが 1 に引き下げとなる場合

1. 登山道に限った規制緩和

- 1) 期 間 田の原－剣ヶ峰（黒沢十字路）
 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 10 月中旬
 噴火警戒レベルの引下げ時期により、規制緩和開始時期を遅らせる
- 2) 時 間 規制緩和期間中は 24 時間通行可能
 ※悪天候時は王滝頂上又は田の原で入山規制
- 3) 区 間 田の原 － 王滝頂上 － 剣ヶ峰
 － 二ノ池トラバース － 黒沢十字路

2. 上記規制緩和に関する安全対策

- 規制ロープにより立入禁止区域を規制
- 周知看板により携帯電話不感地域、避難所までの距離を周知
- 王滝頂上から上部登山道については、メリット、デメリットを看板により周知
- 王滝頂上避難施設にパトロール員を常駐させ、登山道及び周知看板の補修、非常時の避難誘導体制を執る（トップシーズンは 2 名体制）

3. その他

- 山頂部登山道までの規制緩和となった場合、木曽町（御嶽山火山防災協議会）と合同で、情報伝達、避難誘導訓練を実施予定（実施時期：未定）
- 規制緩和図は別紙のとおり
噴火警戒レベル 3 の場合は、規制箇所に応じた入山規制を行う。

別紙 王滝村登山道規制緩和図（レベル 2 概ね 1 km 及び レベル 1 の場合）

地理院地図

GSI Maps

